

令和5年9月11日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

木津川道路株式会社

期間: 令和5年9月11日から令和6年1月10日まで(4ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

木津川道路株式会社の代表取締役を含む5人が建設業法違反の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和5年9月11日
近畿地方整備局

木津川道路株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

木津川道路株式会社は、営業所に常勤の専任技術者がいるように見せかけた虚偽の書類により京都府に建設業許可の変更を届出、不正に特定建設業許可を受けたとして、代表取締役を含む5人が建設業法違反の疑いで京都府警察本部に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

木津川道路株式会社の代表取締役を含む5人が建設業法違反の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：木津川道路株式会社

京都府木津川市加茂町高田柿ノ内95番地2

代表取締役 多田 涼子

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年9月11日から令和6年1月10日まで(4ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)